

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年12月3日現在

～2025年12月2日

2025年12月3日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

第1章～第4章 (略)

別紙2 インターネット/関連サービス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) CDN Platform Powered by EdgeCast	グローバルに分散配置したEdgeCastのキャッシュサーバーにより、安定した配信とパフォーマンスの向上を実現する、コンテンツ配信を提供するもの
(7)～(10) (略)	(略)

z ·

2 各メニュー等の提供条件等

(6) [CDN Platform Powered by EdgeCast](#)

A 提供条件等

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
1 コンテンツデリバリーネットワーク	契約者が保持するホームページ等に係る情報の一部を契約者の指定により、エッジサーバーに保存し、その蓄積した情報の配信を行うもの
2 エッジサーバー	契約者が保持又は指定するホームページに係る情報を自動的に蓄積する電気通信設備又はその情報へのアクセス情報等の管理を行うために当社若しくは提携事業者が設置する電気通信設備
3 CDN識別番号	利用内容等を識別するための番号であって、CDN Platform Powered by EdgeCastの申込みに基づいて当社が契約者に割り当てるもの

(B) 利用権の譲渡

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

第1章～第4章 (略)

別紙2 インターネット/関連サービス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 削除	削除
(7)～(10) (略)	(略)

2 各メニュー等の提供条件等

(6) [削除](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年12月3日現在

～2025年12月2日

2025年12月3日～

a 契約者は、共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）の規定にかかわらず、C DN Platform Powered by EdgeCastを利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りでありません。

(C) 契約期間

a 本メニューには、契約期間があります。

b aの契約期間は、本メニューの提供を開始した日から起算して1年間とし、1年後の契約期間満了日の1ヶ月前までに当社指定の方法により当社に本メニューの利用を継続しない旨の申出が無い場合、契約期間は1年間自動的に延長されるものとします。以降についても同様とします。

c 契約者は、bの契約期間内（本メニューの利用を継続しない旨の申出が無かつたことにより延長された契約期間を含みます。c及びdにおいて同じとします。）に本メニューの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、残余の料金月数（廃止のあった日の属する料金月の翌料金月から契約期間の満了日の属する料金月までとします。）に対応する本メニューの利用料金（加算額を除きます。）に相当する額を一括して支払っていただきます。

d 契約者は、bの契約期間内に本メニューの利用内容の変更に伴う利用料金（加算額を除きます。）の減額があった場合、当社が定める期日までに、残余の料金月数（その減額となった料金月から契約期間の満了日の属する料金月までとします。）に対応する減額分（加算額を除きます。）に相当する額を一括して支払っていただきます。

e 当社は、次の場合には、c及びdの規定を適用しません。

(a) 共通編第16条（利用中止）の規定に基づき本メニューの廃止又は利用内容の変更があったとき

(b) 契約期間を延長する場合において、その延長前の契約期間満了日の属する料金月の翌料金月に利用内容の変更があったとき

(D) 契約者が行う本メニューの廃止

a 契約者は、本メニューを廃止しようとするときは、廃止しようとする日の1ヶ月前までに当社に本メニューの利用を継続しない旨の申出を行なう

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年12月3日現在

～2025年12月2日

2025年12月3日～

月前までに当社指定の方法により当社に通知いただきます。

(E) 利用に係る契約者の義務

a 契約者は、共通編第32条（契約者の義務）に加え、次のことを守っていただきます。

(a) 当社が別途、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に定める適正利用規定（CDN AUP）を遵守すること。

(F) その他条件

a 本メニューに係る通信において、当社は本メニューの提供範囲外の電機通信設備に係る通信の品質を保証しません。

b 当社は、共通編第26条（データの消去）に定めるほか、共通編第16条（利用中止）第1項各号に該当するときは、現にエッジサーバーに蓄積している情報の配信を停止し、又は消去することがあります。

c bの規定により現に蓄積している情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

d 当社は、情報の蓄積又は転送等に伴う損害（bの規定により現に蓄積している情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含む）については、責任を負いません。

e 本メニューに係るその他の条件は、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）又は当社が別に定めるものとします。

B 料金算定方法

(A) 本メニューの利用料金は、本別冊、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）又は当社が別に定める使用料とします。その料金額については、当社が別に定めるものとします。

(B) 本メニューの工事に関する費用は、工事費とし、当社のサービスサイト（<http://>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年12月3日現在

～2025年12月2日

2025年12月3日～

s://sdpf.ntt.com/) 又は当社が別に定めるところによります。その工事費の額について、当社が別に定めるものとします。

(C) 契約者は、当社が本メニューの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日と廃止のあった日が同一の料金月に属する場合は、1料金月とします。）について、本メニューに係る利用料金の支払いを要します。

(D) 利用料金の返還

a 共通編第20条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、契約者は、次の場合は本メニューを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要しません。

区別	支払いを要しない料金
<u>1 契約者の責めによらない理由により、その本メニューを全く利用できない状態（本メニューに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u>	<u>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本メニューについての料金（基本額に限ります）。</u>
<u>2 当社の故意又は重大な過失によりその本メニューを全く利用できない状態が生じたとき。</u>	<u>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本メニューに関する料金（基本額に限ります）。</u>
<u>3 提携事業者の事業休止等によりそのメニューを全く利用できない状態が生じたとき。</u>	<u>そのことを当社が知った日から起算し、再び利用できる状態となった日の前までの日数に対応するその本メニューについての料金（基本額に限ります）。</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年12月3日現在

～2025年12月2日

2025年12月3日～

b aに関わらず、サービスレベル合意書に定めがある場合は、その定めるところによります。

c 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

d aの表内の支払いを要しない本メニューについて、複数のCDN識別番号を合わせて1の利用料金を設定している等、CDN識別番号ごとの利用料金が不明確な場合、その利用料金をCDN識別番号の数で割ったものを1のCDN識別番号の利用料金とし、その利用料金に基づき支払いが不要な料金の額を算出します。

(E) 工事費の支払義務

a 本メニューの申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、当社が別に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその申込み若しくは工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

b 工事の着手後完了前に取消しがあった場合は、aの規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して取消しがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(F) 当社は、共通編料金表通則の規定にかかわらず、本メニューに係る料金等を1のCDN識別番号ごとに請求することがあります。

(G) 本メニューには、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) 又は当社が別に定める料金プランがあります。

(H) (G)の料金プランには、その料金プランごとに当社が別に定める閾値があります。契約者は、1の料金月においてその閾値を超過した場合は、使用料の基本額に加えて使用料の加算額を支払うものとします。

(I) 当社は、料金プランの変更の申込みがあったときは、その承諾日の翌料金月か

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年12月3日現在

～2025年12月2日

2025年12月3日～

ら変更後の料金プランを適用します。

(J) 契約者は、使用料の基本額が減額となる料金プランの変更を請求することはできません。ただし、契約期間を延長する場合であって、その延長前の契約期間満了日の属する料金月の翌料金月に変更後の料金プランを適用する場合を除きます。

(K) 利用料金の算定に必要な事項が当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった場合の取扱いについては、当社が別に定めるものとします。